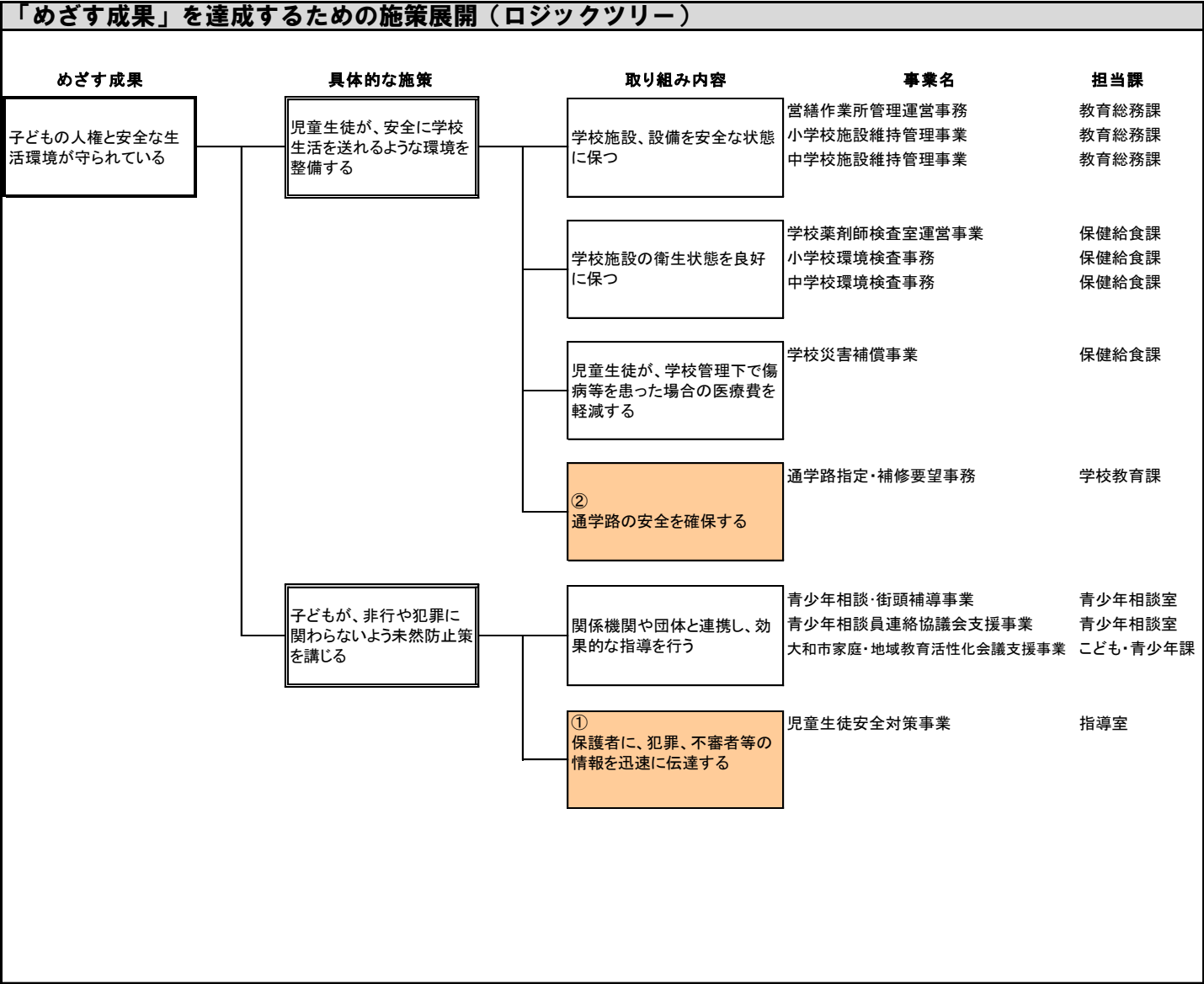


平成25年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
2－1－2 子どもの人権と安全な生活環境が守られている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	人の健康・子どもが生き生きと育つまち
	個別目標	子どもの健康と安全を守る
	めざす成果	子どもの人権と安全な生活環境が守られている 子どもの人権が守られるとともに、子どもが犯罪や事故などにあわず、安全な生活を送っています。



総合計画掲載指標①		総合計画掲載指標②	
学校P S メール普及率		子どもの交通事故の市内発生件数	
計画策定時 現状値	64. 7%	計画策定時 現状値	171件
実績値 （H24）	81. 0%	実績値 （H24）	139件
中間目標値 （H23）	70. 0%	中間目標値 （H23）	140件
目標値 （H25）	80. 0%	目標値 （H25）	130件

所 管 部	教育部
平成24年度までの 取り組み内容	【児童生徒が、安全に学校生活を送れるような環境を整備する】 ・児童、生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路の指定、補修要望等に対応しました。 【子どもが、非行や犯罪に関わらないよう未然防止策を講じる】 ・犯罪情報、不審者情報、自然災害情報等の必要な情報を、各学校を通して保護者、地域に学校P Sメールとして配信しました。平成21年度に423件であった配信数は平成24年度は526件に増加し、各学校で積極的に活用されているものと考えています。 ・青少年の非行防止には、早期発見、早期指導が重要なことから、専門街頭指導員3名と教育委員会より委嘱した40名の青少年相談員が計画的に巡回し、非行の未然防止活動として、街頭補導を行いました。平成24年度の補導実施回数は323回（前年度292回）で、補導数は159件（前年度84件）でした。また、社会環境実態調査（区分陳列調査等）や関係機関、関係団体と協力して有害看板撤去活動を行いました。
構成事業に対する考え方 （事業の量及び実施手法）	・今後も、各学校、PTA、自治会、市関係部署が合同で通学路の安全点検を実施し、安全対策に努めて行きます。 ・専門街頭指導員と青少年相談員、警察との間で青少年の健全育成を推進していくため、連携、協力を図っていきます。
今後の展開方針	
注）．例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。	
新規事業の立案	（該当する事務事業）
既存事業の拡充	（該当する事務事業）
事業の廃止・縮減	（該当する事務事業）
事業の効率化	（該当する事務事業）
その他見直し	（該当する事務事業）